

星のおうち大崎 重要事項説明書 兼 契約書

_____ (以下「保護者」という)と星のおうち大崎 (以下「事業者」という)とは、
事業者が保護者の乳幼児_____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 歳児)
(以下、「乳幼児」)に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は乳幼児に対し、児童福祉法等に従って、安心して生活のできる保育を提供し、保護者は事業者に対してその保育に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約期間は、2025年4月1日から年度末(3月31日)までとします。契約満了の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、1年間更新することとします。ただし、3歳の誕生日を迎える年度末までを上限とします。

第3条 (保育の場所等)

保育の提供場所は、星のおうち大崎です。

名 称	星のおうち大崎
所 在 地	東京都品川区大崎3-19-16 APPOLO 大崎
形 態	品川区小規模保育事業A型
設立年月日	2025年4月1日 (旧 戸越銀座園 設立2014年9月1日)
電 話 番 号	03-6451-3520
施 設 長	野中 典子
事 務 長	永田 将之
入 所 定 員	19名 (0歳児 3名、1、2歳児 各8名)
職員数及び職務	管理者 1名 (常勤専従) 保育士 7名以上 (内常勤5名) 調理員 1名以上 (非常勤) 嘱託医 1名 (委託) 嘱託歯科医 1名 (委託) 事務局 1名 (非常勤) 職員の職務は、認可基準、その他関係法令の定めるところによります。また、事務局は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、当事務所の業務をつかさどります。
取扱う保育事業の種類	月極保育、当日延長保育 一時預かり保育

利用の開始	・区の選考に基づく利用調整により決定した乳幼児に対し保育を提供します。 ・利用開始にあたり入園説明及び必要事項が記載された書面を提出頂きます。
利用の終了	以下の場合には、保育の提供を終了します。 ・満3歳に達したとき。但し、満3際に到達した日の属する年度の3月31日まで のほか、とくに必要と認められた場合はこの限りではない。 ・子ども子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
連携保育所	品川区立西五反田第二保育園、ポピンズナーサリースクール西五反田 ソラストふどうまえ こどもが丘保育園小山園 まなびの森保育園大崎広小路
事業者の名称	株式会社城南ナーサリー
法人の所在地・連絡先	神奈川県川崎市川崎区駅前本町2-2-2 電話：044-244-0571

2. 開園日・開園時間および休園日

開 園 日	月曜日から土曜日まで
開 園 時 間	午前7時30分から午後6時30分まで
時間外保育時間	午後6時30分から午後7時00分まで
休 園 日	日曜日・国民の祝日 年末年始休業日(12月29日～1月3日)

3. 施設の概要

建 物	重量鉄骨造 4階建ての1階 のべ床 130.85㎡
施設の内容	保育室 62.7㎡ 調理室 6.89㎡ 浴室兼便所 6.14㎡ 事務室 7.69㎡
設備の種類	冷暖房・シャワーバス
安全保障	賠償責任保険・傷害保険加入

4. 保育目標等

事業の目的	未来をつくりだすところ・からだ・ちからを育成します。
保育理念	1 豊かなところ ～ 感動するところ・おもしろいところを持つ子ども 2 丈夫で健康なからだ ～ 友だちといっぱい遊び、いっぱい食べ、いっぱい寝る子ども 3 考え伝えるちから ～ 自分で考え、表現できる子ども
運営方針	星のおうち大崎 (以下「当園」という。)は、法に基づき以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

	<p>1 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるように努めます。</p> <p>2 当園は、その目的を達成するために、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。</p> <p>3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。</p>
--	--

第4条 (利用前健康診断)

- 事業者の利用を月極契約等で定期的に希望する保護者は、事業者の嘱託医（まつばらクリニック）に入園時健康診断票を記入の上持参し、健康診断を受け、事業者へまつばらクリニックで発行された診断書を提出いただきます。
- 事業者は、入園時健康診断の結果について、特に確認が必要だと判断した内容については、まつばらクリニックへ電話等で確認します。

第5条 (保育サービスの内容)

事業者は、児童福祉法、保育園保育方針、品川区小規模保育事業ガイドラインの指針等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供します。

1. 食事の提供

提供方法	当事業所内で調理し提供します
提供内容	献立表は毎月別途お知らせします
アレルギーへの対応	医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます

2. 健康診断等について

①内科・歯科健康診断

全乳幼児	年各2回、嘱託医師が健診をします。健診の結果については、各児童の定期健康診断記録表に記載します。
------	--

②身体測定

全乳幼児	毎月、身長・体重測定をおこないます。結果については、各児童の定期健康診断記録表に記載します。
------	--

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なところがありましたら、事業所にご相談ください。

第6条 (保育の記録)

- 乳幼児の状況を相互連絡しあうために、連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、事業者・保護者双方ができるだけ詳細に

記入することとします。

- 事業者は月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため月に1回、「園だより」を発行します。
- 事業者は乳幼児の健康管理のため健康診断票に記入することとします。
- 事業者は記載した連絡帳を契約終了時に保護者へ提供します。
- 事業者は健康診断票を契約解約後3年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第9条第1項の守秘義務に則り破棄します。

第7条 (利用者負担額等)

- 当事業者が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。
 - 利用児童の居住する市区町村が定める学の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。
 - 園長保育料は以下のとおりとし、保育料と合算して支払うものとします。

時 間	料 金
7:30~18:30のうち短時間保育認定者の8時間を超えた保育	500円/30分
18:30~19:00	500円/15分

ウ その他の保育備品（帽子等）

エ 料金の改定を行う場合、事業者は保護者に事前に説明します。

2. 利用者負担額等の納付方法

第7条（1）に係る費用の支払い方法は別途お知らせします。

第8条 (契約の解除)

- 保護者又は乳幼児の事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の45日前までに事業者に書面にて申し出るものとします。退園予定日より45日を切って退園を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第5条第2項の月極保育利用料を支払うものとします。
- 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - 事業者が守秘義務に反した場合
 - 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が破産した場合
- 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、3ヵ月間の予告期間をおいて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- ① 保護者が第5条各項に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間を経過しても支払わない場合
- ② 保護者、園児、その家族ないしは関係者が、事業者や事業者が雇用する従事者または他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、重大な背信行為を行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
- ③ 特別な対応が必要な乳幼児に関し、事前の申告がなされなかった場合や、入園後に判明した場合
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

第9条（退園時の協力）

事業者は、第7条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退園する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

第10条（秘密保持）

1. 事業者および従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者およびその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
3. 第1項の定めに関わらず、保育園運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業主が乳幼児および保護者の個人情報を提供する場合、必要の都度、文書にて保護者の同意を得るものとします。

第11条（緊急時の対応等）

1. 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合またはその他の必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または嘱託医に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。
2. 保護者と連絡がとれない場合には乳幼児の身体の安全を最優先させ、事業者が然るべき対処をおこないます。
3. 保育中、乳幼児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

嘱託医	氏名	まつばらクリニック 松原 豊子 院長
	所在地	東京都品川区平塚3-3-13 電話03-5751-8501
嘱託歯科医	氏名	みちこ歯科医院 小越 美智子 院長
	所在地	東京都品川区戸越1-3-8 1-101 電話 03-3782-0504
救急隊	管轄消防署	品川消防署管轄 大崎出張所
	所在地	東京都品川区西品川 1-7-9 電話 03-3494-0119

警察署	管轄警察署	大崎警察署
	所在地	東京都品川区大崎 4-2-10 電話 03-3494-0110

4. 毎月25日を避難訓練の日と定め、火災および地震を想定した避難・通報・消火訓練を行います。

防災設備	消火器・自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
避難場所	芳水小学校

第12条（賠償責任）

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入する保険において賠償の責めを負うものとします。

経営者賠償責任保険	施設所有者(管理者)賠償 + 生産物賠償 + 受託者賠償責任保険		
	対人賠償	1名 1億	1事故 5億円
	対物賠償	1事故 500万円	
	受託者賠償のみの対物賠償	1事故 100万円	
傷害保険	死亡・後遺障害補償		100万円
	入院	日額	1,500円
	通院	日額	1,000円

※病気については対象外となります。

※お支払いは日額×日数となります。

第13条（留意事項）

契約の締結にあたり、以下の項目について保護者はその内容を了承したものとします。

欠席する場合または登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、または登園が遅れる場合は、8時半までまたは、その日の登園予定時刻までにご連絡願います(電話連絡可)。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、ご連絡ください。また、園児だけの降園はお受けできません。あらかじめお知らせいただいている方以外の方には、お引渡しいたしかねます。保護者の方以外がお迎えに来られる場合、登園の際に必ずお知らせください。
毎朝の体温の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認をおこなってください。
感染症	インフルエンザ・新型コロナウイルス・麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症に罹患した場合は、別添記載の登園停止期間を経過してから登園してください。(登園届参照)

発熱のある場合	熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。
与 薬	医療行為に当たるため原則としておこないません。ただし、必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
諸 変 更	・住所変更等があった場合は、早めに園にお知らせください。 ・契約内容の変更は、変更月の前月 20 日までとなっております。
持 ち 物	入園案内を参照

第 1 4 条 (相談・苦情対応)

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

相談・苦情窓口	施設長 野中典子 03-6451-3520
事業窓口	株式会社 城南ナーサリー 保育事業部 044-244-0571
受付方法	面接・文書・電話などでの方法で相談・苦情を受け付けます。

行政機関

相談・苦情窓口	品川区保育施設重営課 03-5742-6723
---------	-------------------------

第 1 5 条 (虐待の防止)

1. 職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

2. 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担を軽減します。

第 1 6 条 (本契約の定めのない事項)

当該重要事項説明兼契約書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。また、保護者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約の定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

第 1 7 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむ負えず訴訟する場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意するとともに、上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

保護者

〈 住所 〉

〈 氏名 〉

印

事業者

東京都品川区大崎 3-1-9-16 APPOLO 大崎

星のおうち大崎

本部長 永田 將之 印

施設長 野中 典子 印

(2025.2.4)